

測量・建設コンサルタント等業務に係る 前払金制度の実施について

光 市

光市では、公共工事等の適正な履行の確保や業務履行の円滑化を図るため、測量・建設コンサルタント等業務において、前払金制度を次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

1 対象業務

契約金額300万円以上の測量・建設コンサルタント等業務

2 前払金の割合

契約金額の3割以内

(前払金に10万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)

3 提出書類

(1) 前払金請求書

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との前払金の保証に関する保証契約書
(保証証書)

4 適用日

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う業務から適用する。